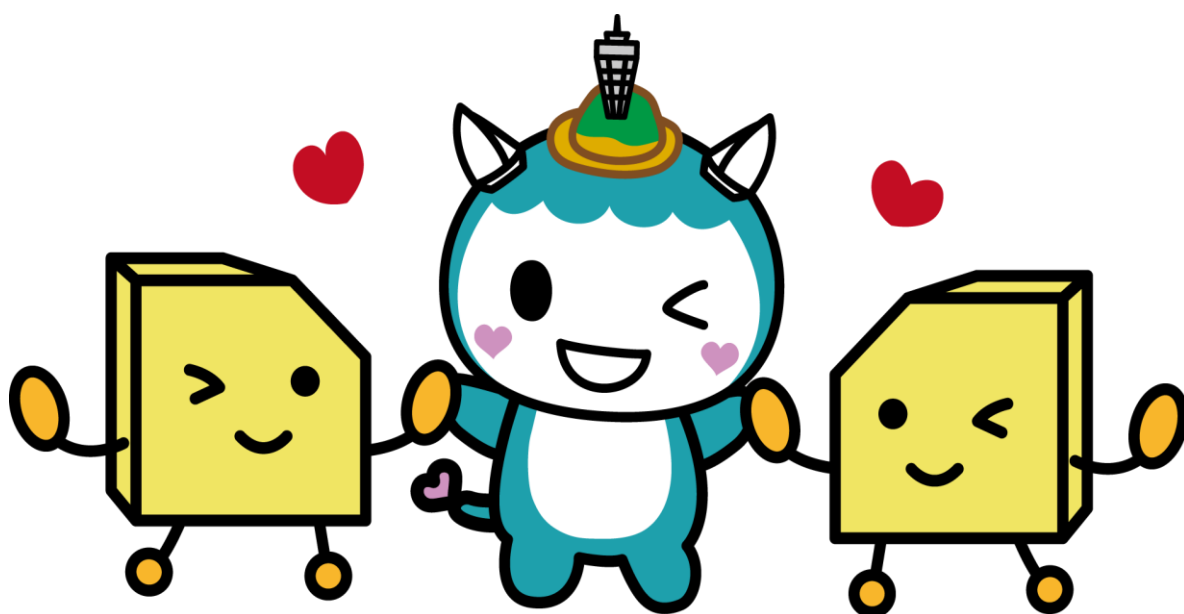


ひとり親家庭のみなさまへ
～ひとり親家庭さぽーとブック～
ひとりで悩まないで～あなたを支援します



藤 沢 市

ひとり親や子育てのための制度と目的別検索

年 齢		0～2歳	～6歳	～12歳	～15歳	～18歳	～19歳	
学 校		就学前		小学校	中学校	高校	大学等	ページ
手 当	児童手当	→						6
	児童扶養手当	→				→	→	
	特別児童扶養手当	→				→	→	
医 療	小児医療費助成	→						13
	ひとり親家庭等医療費助成	→				→	→	
預 け 先	保育施設（保育園など）	→						13
	一時保育	→						
	病児・病後児保育	→		→				14
	児童クラブ			→				
	ファミリーサポートセンター	→						
	子育て短期支援事業		→					
助 成 等	幼児教育・保育の無償化	→	→					13
	就学援助制度			→				10
	高等学校等就学支援金					→	→	
	高校生等奨学給付金					→	→	11
	日本学生支援機構						→	
	藤沢市給付型奨学金						→	
支 援 活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	→				→	→	13

もくじ

ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 離婚の方法と流れ | 2～3 |
| 2 離婚による取り決めとその後 | 4～5 |
| 3 離婚に関する相談窓口 | 4～5 |

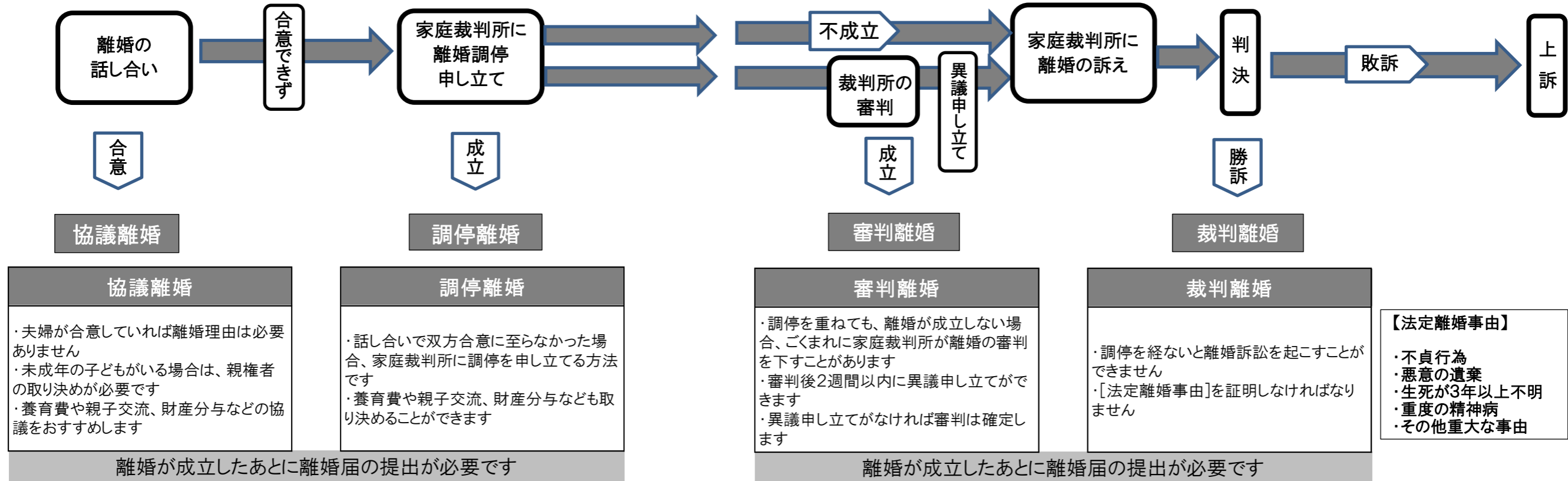
ひとり親家庭の支援について

- | | |
|---|-------|
| 4 経済的な支援制度【手当・医療費・住居・減免・貸付・養育費補助・学費・税金控除】 | 6～11 |
| 5 生活に関する支援【資格取得・仲間づくり・家事育児支援・フードバンク】 | 12～13 |
| 6 子どもに関する支援【保育等・一時預かり・その他】 | 13～14 |

相談窓口一覧

ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

1 離婚の方法と流れ



離婚に向けて協議が必要なこと〈未成年の子がいる場合〉

親権者 親権者を決めなければなりません。親権は「身上監護権」と「財産管理権」があり、分けて指定することもできます。

子どもの戸籍と姓

両親が離婚しても子どもは元の戸籍のままで、姓も変わりません。母又は父と同じ戸籍、姓にしたい場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

養育費

離婚後、離れて暮らすことになった親にも、養育費(生活費や教育費、医療費など)で扶養の義務を果たす「生活保持義務」があります。
* 藤沢市では、養育費確保支援事業があります(9ページ)

親子交流(面会交流)

離れて暮らすことになった親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。交流する頻度や方法を決めておきます。

離婚に向けて協議が必要なお金のこと

婚姻費用

結婚生活を送るうえでかかる生活費のことです。離婚に至るまでの期間に生活費を支払われなかった場合、請求できます。

財産分与

婚姻中に夫婦が協力して得た財産を分与することです。財産分与の請求権は離婚成立後2年以内です。

年金分割

婚姻期間中の厚生年金を分割して、自分の年金とすることができます。「合意分割制度」と「3号分割制度」があります。

慰謝料

暴力や不倫などにより、相手が離婚原因を作った場合は、受けた精神的苦痛を理由として慰謝料を請求できます。請求権は、離婚成立後3年以内です。

詳しくは

横浜家庭裁判所 ☎ 045-345-3463

<参考情報> 法務省「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～」
<参考情報> 裁判所動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」基本説明編

法務省

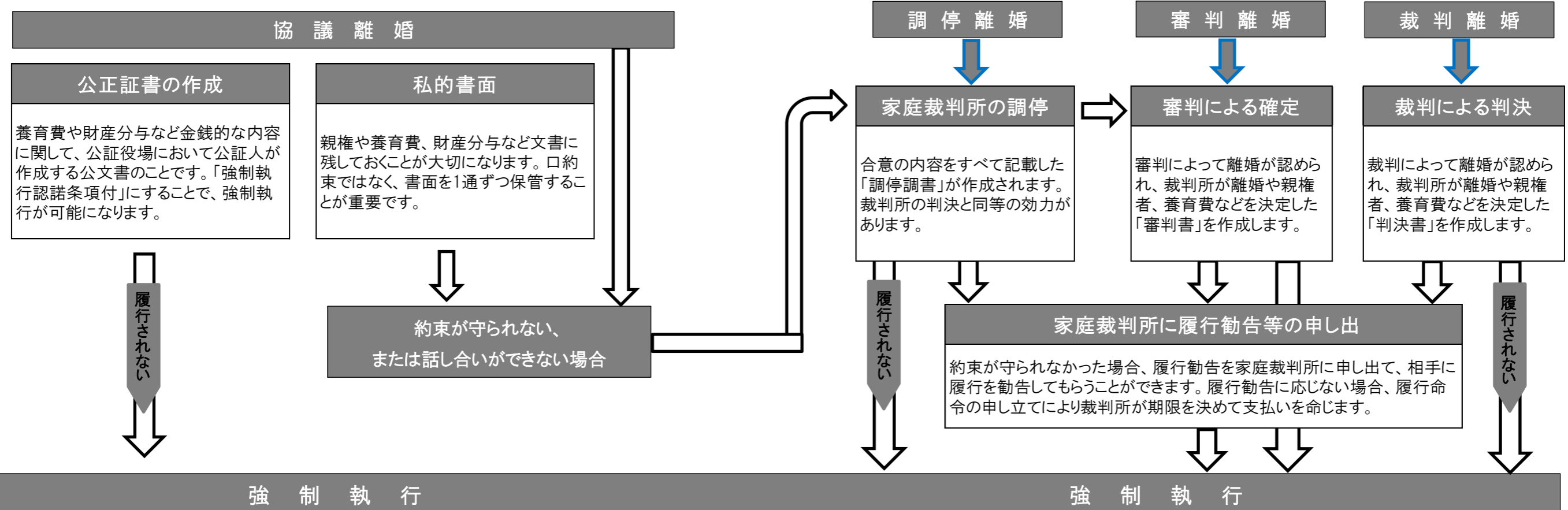


裁判所



ひとり親での生活を検討されているみなさまへ

2 離婚による取り決めその後



養育費や財産分与などの金銭的な支払いが履行されない場合、給料や銀行口座などを差し押さえるために強制執行を申し立てることができます。差し押さえることのできる給料の範囲や強制執行を申し立てるために条件などがあります。* 藤沢市では、強制執行申し立てに係る費用を補助する、養育費確保支援事業があります(9ページ)

3 離婚に関する相談窓口

ひとり親の相談窓口

ひとり親家庭や養育者家庭の皆さまの生活や仕事、子育て、離婚などさまざまなご相談を母子・父子自立支援員がお受けします。対面の他に電話でのご相談もお受けします。

【相談受付時間】 平日(祝日を除く) 8時30分～11時30分 13時～16時30分

【相談場所】 藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

* 予約もできます。予約の方を優先でご案内します。

市民相談

藤沢市では、市民生活全般に関する相談に応じています。相談は無料で、プライバシーが守られます。

【相談事業】

●法律相談 ●多重債務相談 ●人権相談 ●労働相談 ●行政相談 ●外国人相談など

【相談場所】 藤沢市市民相談情報課(本庁舎4階) ☎ 0466-50-3568

★相談の詳しい内容やスケジュール、時間はHPでご覧いただけます。

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭や寡婦の皆さまの就業相談・就業支援講座・養育費相談を行っています。毎月1回、元調停員による相談日を設けています。(予約制)

[開所時間] 月～土(日・祝はお休み) 9時～17時 ☎ 0466-90-3601

養育費等相談支援センター

養育費や面会交流に関する手続きのご案内を行っています。法律相談はできません。

☎ 0120-965-419 または ☎ 03-3980-4108 ✉ info@youikuhi.or.jp

法テラス

収入・資産等が一定以下の方を対象に、弁護士・司法書士と面談のほか電話などでも無料で法律相談を受けられる制度です。また、弁護士や司法書士に依頼する費用を立て替える制度があります。

法テラス神奈川 ☎ 0570-078308

ひとり親家庭の支援について

4

経済的な支援制度

手 当

児童扶養手当

父母の離婚、父・母の死亡等により母親もしくは父親と生計をともにしていない児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で政令に定める程度の障がいの状態にある方)を監護している父もしくは母、またはそれらに代わって養育している方に支給されます。* 所得制限があります。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

児童手当

中学3年生まで(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給されます。

* 所得制限があります。

* 公務員の方は、勤務先へお問い合わせください。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。

* 所得制限があります。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

医 療 費 助 成

小児医療費助成制度

中学校修了前までの子どもの入院および通院に対する保険診療の自己負担分を助成します。

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の親(養育者を含む)と児童が、病院などで受診したときに支払う保険診療の自己負担分を助成します。

* 所得制限、児童の年齢制限等があります。

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580

他にも障がいや特定疾病のある児童、2000グラム以下で出生した赤ちゃんのための医療費助成があります。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

住宅に関する制度

公営住宅当選率の優遇制度

県営住宅と市営住宅の定期募集が1年に2回ずつあります。また母子父子世帯に対して、抽選の当選率が高くなる優遇制度があります。

市営住宅(毎年1、7月定期募集)

【問合せ先】かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター ☎ 0466-43-7732

県営住宅 (毎年5、11月定期募集)

【問合せ先】かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居班 ☎ 045-201-3673

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている児童扶養手当受給者に対し、入居している住居の家賃を無利子で貸付する事業です。1年間引き続き就業を継続した場合には貸付金の返還が免除されます。貸付金額は、最長12ヶ月で、入居している家賃の実費(月額上限4万円)です。

* 母子・父子自立支援プログラムは、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターで作成します。

【問合せ先】神奈川県社会福祉協議会 ☎ 045-311-8753

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 0466-90-3601

住居確保給付金

離職、自営業の廃止、または休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、「バックアップふじさわ」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です

【問合せ先】藤沢市地域共生社会推進室 バックアップふじさわ(本庁舎2階)

☎ 0466-50-3533



ひとり親家庭の支援について

4 経済的な支援制度

減免・割引など

国民年金保険料免除

所得が少なく保険料の納付が困難な場合、申請により一定の基準のもと保険料が免除されます。

【問合せ先】藤沢市保険年金課
国民年金担当(本庁舎1階)

☎ 0466-50-3521

ごみ袋(藤沢市指定収集袋)購入代金の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯にごみ袋をお渡しします。

【問合せ先】藤沢市環境事業センター

☎ 0466-87-3912

年金分割

離婚等した際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。支給の可否・要件などは各個人で異なります。

【問合せ先】藤沢年金事務所 ☎ 0466-50-1151

遺族年金

国民年金加入者の方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある妻・夫または子に支給されます。＊一定の要件を満たす必要があります。

【問合せ先】藤沢市保険年金課 国民年金担当(本庁舎1階) ☎ 0466-50-3521

藤沢年金事務所 ☎ 0466-50-1151

下水道使用料の減免(市)(50%減額)

児童扶養手当・遺族基礎年金受給によるひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯に対し、下水道使用料の減免ができます。手続きには、児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書(配偶者および末子)とひとり親医療証が必要です。

【問合せ先】藤沢市下水道総務課(分庁舎5階) ☎ 0466-50-8246

電子申請も可能です。右のQRコードから、申請ページにアクセスできます。



上水道料金の減免(県)(基本料金相当額)

児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺族基礎年金等の受給者に対し、上水道料金の減免ができます。手続きには、(特別)児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書(配偶者または末子)が必要です。

【問合せ先】

藤沢市下水道総務課(分庁舎5階) ☎ 0466-50-8246

県企業庁藤沢水道営業所 ☎ 0466-27-1211

電子申請も可能です。右のQRコードから、申請ページにアクセスできます。



非課税貯蓄制度

児童扶養手当・遺族基礎年金等の受給者が、金融機関に申請すると元金350万円までの預貯金利子が非課税になります。

【問合せ先】各金融機関(各証書や本人確認書類等が必要です)

特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の交付(JR通勤定期券の割引)

児童扶養手当受給者と同居の家族がJR通勤定期券を3割引で購入できます。

【必要なもの】児童扶養手当証書・写真(縦4cm×横3cm)

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580



貸付制度

神奈川県母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学のための資金貸付を行っています。児童の進学の際の入学金や授業料(入学後支給)、生活資金などの貸付金があります。貸付条件は資金ごとに異なります。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

生活福祉資金

低所得者、高齢者、障がい者などが、安定した生活を送れるよう、社会福祉協議会が資金貸付と必要な相談や支援を行う制度です。進学の際の入学金や授業料(教育支援資金)、生活再建費用の貸付などがあり、貸付条件は資金ごとに異なります。教育支援資金(入学前支給)貸付をご希望の方は、入学希望の学校のパンフレットと世帯全員の所得証明書類を用意し早めに相談をしてください。

【問合せ先】藤沢市社会福祉協議会 ☎ 0466-50-3525

養育費に関する補助

養育費確保支援事業

養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用や、未払い養育費について裁判所に強制執行申立てを行う際に支払った費用を補助します。※補助上限あり。強制執行申立て費用の補助は、弁護士等と契約前に事前相談が必要です。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭の支援について

4 経済的な支援制度

子どもの学費

公立高校の受検料・入学金の減免 高

入学検定料及び入学料の全部又は一部を免除する制度があります。詳しくは、「募集案内」を確認してください。

【問合せ先】

公立高校事務室、神奈川県教育委員会
教育局行政部財務課財務指導グループ

☎ 045-210-8113

就学援助制度 小・中

経済的な理由により小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する就学援助制度があります。(中途申請の受付は1月末まで) * 所得制限があります。

【問合せ先】

在学する学校または学務保健課

(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3558

私立高等学校等学費補助金(県の制度) 高

県内私立の高等学校、専門学校高等課程等に在学する生徒で、保護者の所得が一定以下の県内在住者に入学金や学費の補助をする私立高等学校等の学費補助があります。また国の高等学校等就学支援金と併用が可能です。

(入学後支給)

【問合せ先】

在学する学校または県私学振興課

☎ 045-210-3793

高等学校等就学支援金(国の制度) 高

公立高校などや私立高校などに在学する方で、保護者の所得に基づく基準額が一定未満(年収約910万円未満)の場合、**授業料に充てるための就学支援金が支給**されます。ただし、私立高校などの在学学生は、保護者の所得により支給額が異なります。(入学後支給)

【問合せ先】

国公立高校など
在学する学校

県教育委員会財務課

☎ 045-210-8251

在学する私立学校

県私学振興課 ☎ 045-210-3793

高校生等奨学給付金(県の制度) 高

生活保護(生業扶助)を受けているか、都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計額が0円(非課税)で、高校生等がいる世帯を対象に、**授業料以外の教育費**について奨学給付金を支給します。(入学後支給) * 家計が急変して非課税相当になった場合も含む

【問合せ先】

国公立高校など
在学する学校または
県教育局財務課
高校奨学金グループ

☎ 045-210-8251

私立高校など
在学する学校または
県私学振興課
助成グループ

☎ 045-210-3793

神奈川県高等学校奨学金貸付

高

生徒または保護者が県内在住で、高等学校、専修学校高等課程等に在学し、保護者の年収が一定額未満の生徒を対象に貸付を行っています。原則連帯保証人が2名必要です。

* 入学前の3月下旬に奨学金の一部に相当する額を前倒して貸付し、進学準備のための費用に充てられる短期臨時奨学金制度もあります。

【問合せ先】中学校または高等学校等、県教育委員会教育局行政部財務課育成グループ

☎ 045-210-8251

(独法)日本学生支援機構の奨学金

大

経済的な理由で就学困難な状況にある、すぐれた資質を持つ大学生などを対象に、奨学金の貸付を行っています。また世帯収入の基準を満たしている場合に受けられる給付型の奨学金もあります。給付型奨学金の対象者は、併せて授業料・入学料も免除または減額されます。

【問合せ先】在学する学校

藤沢市給付型奨学金

大

経済状況が困難な世帯に対し、返済不要の奨学金を給付します。給付を受けるには、小論文試験、面接試験を受けて採用される必要があります。

【問合せ先】

藤沢市教育総務課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3556

税金の控除

ひとり親控除

現に婚姻をしていない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のすべてに当てはまる方が控除を受けることができます。

- ① 合計所得額が500万円以下
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族ではない方)がいる
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

【問合せ先】

藤沢市市民税課 ☎ 0466-50-3510
(本庁舎4階)

藤沢税務署 ☎ 0466-22-2141

寡婦控除

左記のひとり親控除に当たらない方で、次の①～③のすべてに当てはまる方が控除を受けることができます。

- ① 合計所得額が500万円以下
- ② 以下のいずれかに当てはまる方
 - 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方
 - 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(合計所得額48万円以下の方で、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族ではない方)がいる
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者と認められる者がいない

【問合せ先】

藤沢市市民税課 ☎ 0466-50-3510
(本庁舎4階)

藤沢税務署 ☎ 0466-22-2141

ひとり親家庭の支援について

5 生活に関する支援

資格取得

*印の制度について事前相談が必要です。なお、所得制限がございます。

自立支援教育訓練給付金*

指定の講座を受講し、修了後に受講費用の60%を補助する制度です(受講後支給)。但し、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している場合は、60%相当額から雇用保険の給付金を差し引いた額となります。(上限あり)

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

高等職業訓練促進給付金*

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため1年以上(一部の資格は6ヶ月以上)のカリキュラムを受講する場合、受講期間の生活資金が一定期間(上限4年)受給できます。支給金額:100,000円/月(市町民税非課税世帯)

70,500円/月(市町民税課税世帯)

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金*

高等職業訓練促進給付金を活用している資格取得を目指すひとり親への資金貸付制度です(入学後支給)。返済責務の全部が免除になる場合があります。ただし、自立支援教育訓練給付金の受給対象者は、対象になりません。

① 入学準備金 500,000円以内 ② 就職準備金 200,000円以内

【問合せ先】社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 ☎045-311-8753

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金*

ひとり親家庭の親及び子(20歳未満)が認定試験合格のための講座を受講した場合、受講開始時、受講修了時及び試験合格時に受講費用が一部支給されます。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

県立職業技術校

入学料・授業料無料(一部有料)で技術が学べます。雇用保険を受給できない方には、一定要件を満たすと訓練受講給付金が支給される場合があります。

【問合せ先】藤沢公共職業安定所(ハローワーク) ☎ 0466-23-8609

交流・仲間づくり

ひとり親家庭の交流

母子・父子家庭の親子が対象です。実施日や内容については「広報ふじさわ」でお知らせします。

【問合せ先】子育て給付課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580

藤沢市母子寡婦福祉会

藤沢市にお住まいの母子・寡婦家庭の母親を対象とした仲間作りの場として、交流・親睦を行っています。

【問合せ先】藤沢市子育て給付課
(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3580

家事・育児支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

義務教育修了前の児童を養育しているひとり親家庭の方が、就業や病気等の事由により、一時的に家事支援・育児支援が必要な場合に、無料で支援員を派遣します。

* 所得制限があります。事前に登録が必要です。

【問合せ先】

藤沢市子育て給付課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3580

フードバンク

フードバンクふじさわ

生活に困窮する方向けに、食糧支援を行っています。

配布日時や配布場所は、ホームページまたは問合せ先によりご確認ください。

【問合せ先】

090-9206-7454代表・野副(のぞえ)

保育・学童

保育施設(保育園など)

就労等で、児童を家庭で保育できない状態にある人が利用できます。

【問合せ先】藤沢市保育課
(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3526

幼児教育・保育の無償化

無償化対象の幼稚園や認可外保育施設等を利用する子どもの保育料(給食費、教材費等を除く。)について、上限額まで無償化の対象になります。※対象となるためには、認定申請を行う必要があります。

【問合せ先】藤沢市保育課(幼児教育担当/無償化担当)
(本庁舎3階) ☎ 0466-50-8226

一時保育

保育所等の施設に通っていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、リフレッシュなどのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わって保育をする制度です。

【問合せ先】藤沢市保育課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3526

ひとり親家庭の支援について

6 子どもに関する支援

病児・病後児保育

子どもが病気やその回復期で、安静を必要とする状態にあり、集団保育が困難であって、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、実施施設で一時的に保育を行います。

【問合せ先】

藤沢市保育課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3526

児童クラブ

就労等で、保護者が放課後不在となる家庭の小学生が利用できます。

【問合せ先】

藤沢市みらい創造財団 放課後児童育成課

☎ 0466-21-6709

一時預かり・その他

子育て短期支援事業

宿泊で預かるショートステイと、夕方から夜にかけて預かるトワイライトステイがあります。対象は2歳以上12歳以下(中学生を除く)の児童です。事前に登録が必要です。

【問合せ先】藤沢市子ども家庭課
(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3569

ファミリー・サポート・センター

子育てを地域で支える有償ボランティアの会員組織です。0歳から小学6年生までのお子さんに対し子育て支援を行います。事前に登録が必要です。

【問合せ先】

藤沢市ファミリー・サポート・センター
(分庁舎2階)

☎ 0466-50-8242

子どもの生活支援事業

夕方から夜まで安心して過ごせる場と食事の提供等の支援を行います。対象は、小・中学生です。事前に登録が必要です。

【問合せ先】藤沢市子ども家庭課(本庁舎3階) ☎ 0466-50-3569

子ども食堂

無料又は低額料金で、ご飯が食べられたり、遊んだりできる「子ども食堂」が、藤沢市内の複数個所に開設されています。地域の様々な活動団体による任意の活動となりますので、利用方法等は事前にお問い合わせください。

【問合せ先】藤沢市社会福祉協議会

☎ 0466-47-8131

藤沢市子育て企画課(本庁舎3階)

☎ 0466-50-3562

相談窓口一覧

ひとり親の相談窓口	藤沢市子育て給付課	ひとり親家庭の皆さまの生活や仕事、子育て、離婚など多様なご相談をお受けします。	藤沢市子育て給付課 (本庁舎3階) ☎0466-50-3580	
	かながわひとり親家庭相談LINE	仕事、お金、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談をLINEでお受けします。お子さまからの問合せも受け付けます。	友だち検索のID 「@kana_hitorioya」	
様々な悩み相談窓口	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みでも受け付けます。一緒に解決できる方法を探します。	社会的包摂サポートセンター ☎0120-279-338	
	DV相談ナビ	配偶者からの暴力に悩んでいるとき、どこに相談すればよいかわからないという方のために、相談機関を案内します。	#8008 (通話料がかかります)	
	DV相談+(プラス)	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。	☎0120-279-889	
仕事に関する相談窓口	藤沢公共職業安定所(ハローワーク)	就労相談やパソコンでの職業検索もできます。マザーズコーナーはお子さまと来所でき、きめ細やかな就職支援を受けられます。	☎0466-23-8609	
	ジョブスポットふじさわ(ハローワーク藤沢出先機関)	児童扶養手当を受給している方などに対し、就業相談・職業紹介などの就労支援を担当制で行います。	藤沢市役所 本庁舎2階	
	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	専任のキャリアコンサルタントによる就労相談や、無料パソコン教室など仕事探しや自立のためのサポートを受けられます。	☎0466-90-3601	
経済的な相談窓口	バックアップふじさわ	生活に困窮する方に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。 月～金(祝日を除く)8時30分～17時	藤沢市地域共生社会推進室 (本庁舎2階) ☎0466-50-3533	
	生活保護	経済的に生活が成り立たないときに、最低限度の生活ができるよう生活費などを支給するとともに自立を支援する制度です。	藤沢市生活援護課 (本庁舎2階) ☎0466-50-3572	
地域の相談窓口	コミュニティソーシャルワーカー	既存の制度では解決しにくい困りごとの解決に向け、地域の関係機関・団体や行政と連携して総合的な支援を行います。	藤沢市社会福祉協議会 ☎0466-47-8131	
	民生委員・児童委員	生活や福祉全般に関して、住民の視点で相談や支援をしています。厚生労働大臣から委嘱を受けています。	福祉総務課(本庁舎2階) ☎0466-50-8245	



2023年(令和5年)6月発行

藤沢市 子育て給付課

藤沢市朝日町1-1

電話0466(50)3580 FAX0466(50)8416